

Case : 158

介助による段差乗り越え後、転倒防止バーが収納されたまま走行してしまい、小さな段差でひっくり返りそうになる

場面の説明

介助によって段差を越えた後、転倒防止バーを収納したまま走行したため、すぐ近くにあった小さな段差を乗り越えた際にひっくり返りそうになった



利用シーン	 移動  外出
主な利用場所	 段差・縁石
介護保険の種目	 車いす
分類コード (CCTA95)	122127 (電動車いす)
介護テクノロジー	—
二次元バーコード	

解説

転倒防止バーを収納したまま走行している人を良く見かけます。段差乗り越えの介助の際に邪魔になるという理由ですが、転倒防止バーは後方への転倒を防ぐ重要な安全装置であるという認識を再確認し、適切に操作してほしいと感じます。また収納せずにある程度までの段差を乗り越えられるよう調整できる機種もあります。

参考要因（要因の例であり、これだけが正解ということではありません）

人：転倒防止バーが収納されていることを忘れていた

環境：転倒防止バーが収納されていることの危険性を指摘する専門職が周囲にいなかった